

# 改正省エネ法と 改正建築基準法学習会

2022(令和4)年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』(令和4年法律第69号)により、原則として住宅を含む全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられます。同法では、建築確認・検査対象の見直しや審査省略制度(いわゆる「4号特例」)の縮小が措置され、建築主・設計者の皆さまが行う建築確認の申請手続き等も変更されます。この法改正が今年の4月1日から施行されることに伴い、住相協と住宅センター共催で下記の日程にて学習会を開催します。なお、Zoomでも参加出来ます。

【日時】2月27日(木) 18時30分～

【会場】東京土建世田谷支部2階(世田谷区上馬5-34-16)・およびオンライン(ZOOM)

【内容】2025年改正 木造住宅の構造基準(壁量基準等)のポイントについて

【講師】住宅金融支援機構 マンション・まちづくり支援部 支援統括室  
技術支援グループ 和知(わち)氏

参加費：無料

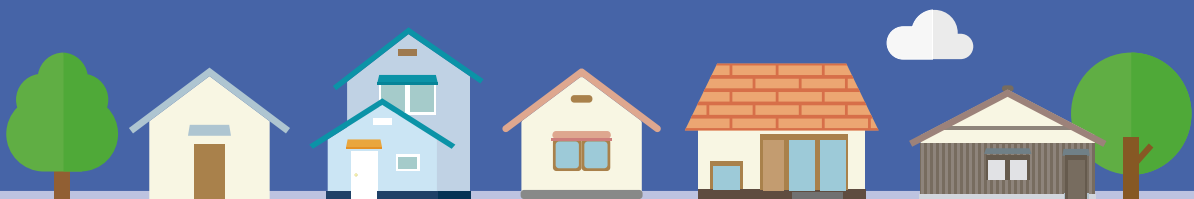
【申し込み】右記QRコードからサポーターズクラブ公式ライン登録後に  
申込フォーム入力又は、裏面申込書に記入の上、支部へFAX

【ZoomID : 848 0899 8580 ZoomPS : 3046】



## 2025年4月(予定)から4号特例が変わります

省エネ基準の適合義務化に併せて  
木造戸建住宅を建築する場合の建築確認手続きが見直されます



### 「4号特例」見直し3つのポイント

1

「建築確認・検査」  
「審査省略制度」の  
対象範囲が  
変わります

2

確認申請の際に  
構造・省エネ関連の  
図書の提出が  
必要になります

3

2025年  
4月に  
施行予定です

※「審査省略制度(いわゆる「4号特例」)」とは・・・

建築基準法第6条の4に基づき、建築確認の対象となる木造住宅等の小規模建築物(建築基準法第6条1項第4号に該当する建築物)において建築士が設計を行う場合には、構造関係規定等の審査が省略される制度です

主催：世田谷区住宅相談連絡協議会、東京土建世田谷住宅センター

お問い合わせ先：東京土建世田谷支部 ☎03-3413-3020/FAX03-3413-2021